

「KOBUSHI MARKETING」人材紹介利用取引申込書

当社は、下記「KOBUSHI MARKETING 人材紹介利用規約」に同意し、
KOBUSHI MARKETING 合同会社が運営する人材紹介サービスの利用を申し込みます。

a)申込者

法人名				印
所在地	〒			
部署役職 担当者名				
TEL		FAX		
メールアドレス				

b) 紹介手数料

職種 IT エンジニア、IT マーケティング、IT セールスその他

- 中途正社員 年収の 35%
- 中途契約社員 年収の 35%
- 取締役 年間役員報酬の 40%
- フリーランス& 顧問 (小規模株式会社含む)フリーランスの契約金額の 30%

※この場合、業務委託契約は御社とフリーランス直契約。紹介料は業務委託料の年収相当分 2,016 時間(168 時間×12 カ月分)
を上限として弊社より御社に別途請求いたします。上記の金額を前払いしていただくことも可能です。

※支払われた紹介手数料が年間相当分に満たない期間に、正社員や契約社員契約形態を変更した場合は、既に支払われた紹介
手数料を差し引いた金額お支払いいただきます。その際には c)返金規定は適応されません。

- インターン 20 万円
- 新卒・既卒 大学生 100 万円、博士課程 120 万円

※手数料支払いは、人材の入社および稼働月の月末締め翌月末日払いとなります

※インターンが最終的に正社員・契約社員になった場合、既に支払われた紹介手数料を差し引いた金額お支払いいただきます。
その際には c)返金規定は適応されません。

上記の年収とは、実際の年収を構成する全てのもの、基本給・賞与・インセンティブ・分配利益・契約金・住宅手当・現金・
その他現金に準ずる物の合計を指します。

c)返金率

正社員・契約社員	3ヶ月以内の退職	50%返金
----------	----------	-------

d)請求先申込者と異なる場合にご記入ください

法人名	
所在地	〒
部署役職 担当者名	

※本申込書を <https://www.cloudsign.jp/> の電子署名、もしくは書面にて締結させていただきます。

紙面締結をご希望の場合は、必要事項をご記入ご捺印の上、PDF 形式でメール添付で、弊社担当宛にお送り願います。

KOBUSHI MARKETING 合同会社

紹介免許番号 13-ユ-313186

Tel 090-1337-6481

KOBUSHI MARKETING

人材紹介利用規約

本規約は、人材紹介を依頼する申込者（以下、「甲」という）およびそのグループ会社が KOBUSHI MARKETING 合同会社（以下、「乙」という）の運営する人材紹介サービス（以下、「本サービス」という）の人材紹介サービスを利用する際の規約とする。

第 1 条【目的】

甲は、乙に対し、甲の必要とする人材の紹介を依頼し、乙は求職者を甲に紹介するものとする。

第 2 条【紹介手数料】

- 1 甲は、乙が紹介した人材（以下、「丙」という）を採用し、入社・稼働に至った場合、人材紹介の対価として雇用形態及び職種に応じた紹介手数料(プラス消費税)を乙に支払うものとする。紹介手数料は、申込書に明示するものとする。ここで言う人材とは、乙単独および甲乙共同で行うイベント参加者も含まれるものとする。ただし、乙による紹介前に甲が採用目的で接触していた人材については、乙の紹介した人材から除くものとする。
- 2 紹介手数料の算定基準については、以下の定めに従うものとする。
 - 1) 甲は、本契約の終了後であっても、丙の採用面接であって乙が関与した採用面接が実施され、その採用面接の日から 1 年以内に丙を採用した場合には、乙に対し、紹介手数料を支払うものとする。
 - 2) 甲は紹介手数料を、人材の入社月の末締め、翌月末日までに乙の指定する口座に振り込むものとする。振込手数料は、甲の負担とする。
 - 3) 甲が乙に支払うべき金額が支払期日までに支払われなかったときは、乙は甲に対し、支払期日の翌日から支払完了日までの日数に応じ、支払遅延金額に対し年 3%の割合で計算した額を遅延損害金として請求することができる。

第 3 条【返金制度】

- 1 丙が、稼働終了または解雇法令に則った正当な解雇に至った場合、稼働開始日から最終出勤日までの期間に応じて、返金を行うものとする。返金の算定基準は申込書に記載のとおりとする。
- 2 甲が前項の返金を求める際には、丙の最終出勤日の翌日から起算して 20 日以内に、乙所定の退社連絡書を丙の最終出勤日が確認できる書面(写しでも可)とともに、乙所定の方法により提出するものとする。なお、乙は、退社連絡書に記入された退社事由

の内容について、甲の会社情報や丙の個人情報、その他いかなる情報でも、丙の責めに帰すべき事由により退社退職に至ったかどうかの判断のみに利用し、その他には利用しない。甲の帰責に基づき同期限内に乙に退社連絡書が到着しなかった場合は、前項にかかわらず乙は甲に紹介手数料を返金しない。

3 返金期限は丙の最終出勤日の属する月の翌々月 10 日とし、乙は甲の指定する口座に振り込むものとする。振込手数料は乙の負担とする。

4 丙が、甲の提示した採用条件と実際の労働条件が異なるため退社退職に至った場合、その他甲の責めに帰すべき事由により退社退職に至った場合、本条第 1 項にかかわらず紹介手数料は返金しない。なお、当該退社退職が甲による紹介手数料の支払い前であっても、甲の紹介手数料支払い債務は消滅しないものとする。

第 4 条【求職者の就業辞退】

乙は紹介による入社または業務委託契約の成立を保証するものでなく、丙が入社入職辞退した場合でも、乙は甲に対し一切責任を負わず、また、補償も行わないものとする。

第 5 条【情報の守秘義務】

甲及び乙は、本業務の遂行に関して得られた甲の会社(法人・施設)に関する情報及び丙(採用に至らなかった者を含む)に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏洩しないものとし、相互に守秘義務を負うものとする。

第 6 条【反社会的勢力の排除】

1 甲及び乙は、自ら（主要な出資者、役員、従業員を含む）が暴力団、暴力団員・準構成員、暴力団関係企業、特殊知能暴力集団の関係者その他公益に反する行為をなす者（以下「反社会的勢力」という）でないこと、及び反社会的勢力と資金提供、便宜供与その他いかなる関係も有しないことを表明し、かつ将来にわたっても反社会的勢力とのいかなる関係も有しないことを誓約する。

2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為、及びその他これらに準ずる行為を行わないことを誓約する。

第 7 条【求職者の情報の提供】

乙が人材紹介の実施にあたって甲に提供する丙に関する情報は、乙が丙から提供を受けた情報を現状有姿にて提供するものであり、乙はかかる情報の正確性又は網羅性を保証するものではない。また、乙は、甲の採用の判断に影響を及ぼす可能性のある丙に関する情報を取得した場合においても、当該情報が丙の機微情報に該

当する等の場合には、これを甲に開示しないことがあるものとする。甲は、採用の判断にあたり必要な丙に関する情報については、甲の責任で確認し、丙を採用するものとし、乙は、情報の提供の有無又は提供された情報の正確性、網羅性等に関して、一切、責任を負わず、かつ、補償も行わないものとする。

第 8 条【採用時の通知義務】

1 甲は、丙の採用を決定した場合には、乙に対し、直ちにその旨、労働条件、紹介手数料を算定するのに必要な情報その他の乙が指定する事項を、乙の指定する書面によって通知するものとする。

2 甲は、採用を決定した丙が勤務を開始した場合には、乙に対し、直ちにその旨その他の乙が指定する事項を、乙の指定する書面によって通知するものとする。

第 9 条【求職者の再雇用】

退社退職後 6 ヶ月以内に甲が丙を再雇用した場合には、雇用が継続していたとみなし、甲は、第 3 条の返金の適用を受けていた場合には、当該金額を直ちに再度乙に支払うものとする。

第 10 条【有効期間、内容変更及び存続条項】

1 本契約の有効期間は、契約締結の日より 1 年間とする。ただし、期間満了の 1 ヶ月前までに、甲乙いずれからも書面による契約終了の意思表示がない限り、期間満了の翌日から 1 年間延長されるものとし、その後も同様とする。本契約書の内容変更については甲・乙双方の合意を要するものとする。

2 本契約終了後も、第 2 条、第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 9 条、本条第 2 項及び第 3 項、第 11 条、第 13 条はなお有効に存続するものとする。

3 本契約終了後も、本契約が終了するまでに発生した債務の支払義務は有効に存続するものとする。

第 11 条【解除等】

1 甲または乙に次の各号の一つに該当する事由が生じたときは、相手方は何ら催告を要せず直ちに本契約の全部または一部を解除することができる。

- 1) 本契約に違反し、相当の期間を定めて催告しても違反事実が是正されないとき
- 2) 相手方に重大な損害または危害を及ぼしたとき
- 3) 監督官庁から営業許可等の取消、停止等の処分を受けたとき
- 4) 自己の財産について、差押、仮差押、仮処分、競売、強制執行、滞納処分等の公権力の処分を受けたとき
- 5) 破産、民事再生手続、会社更生手続等の申立があったとき
- 6) 災害その他やむを得ない事由により、契約の履行が困難と認められるとき
- 7) 暴力団員、暴力団関係者その他の反社会的勢力以下「反社会的勢力」という。であること、もしくはあったことが判明したとき
- 8) 自己の関係会社または自己若しくは自己の関係会社の役員若しくは従業員に、反社会的勢力が含まれることが判明したとき
- 9) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対し詐欺、暴力的行為、脅迫的言辞または業務妨害行為などの行為をしたとき

2 前項各号の一つに該当する事由が生じたときは、当該当事者は相手方に対する一切の債務について当然に期限の利益を喪失

するものとする。

3 甲及び乙は、本条第 1 項により本契約を解除した当事者が、解除を理由とする損害賠償責任を一切負わないことを確認する。

第 12 条【準拠法及び管轄裁判所】

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関し訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所もしくは東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 13 条【その他】

本契約書に定めのない事項に問題が生じた場合、または取引条件を変更する場合は、甲・乙誠意を持って協議のうえ、決定するものとする。